

発議案第 3 6 号

学校体育館の空調設備整備への財政支援の拡充を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原 忠
賛成者	八千代市議会議員	飯 川 英 樹
	同	三 田 登
	同	高 山 敏 朗
	同	堀 口 明 子

提案理由

国に対し、学校体育館の空調設備整備への財政支援の拡充を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

学校体育館の空調設備整備への財政支援の拡充を求める意見書

近年、地球温暖化により全国各地で酷暑となっている。気象庁は1898年の統計開始以来、日本の今夏（6～8月）の平均気温が昨夏と並んで最も高かったと発表した。

このような記録的暑さの中、学校体育館は子供たちが学校行事や授業、部活動などで使用するほか、災害時には多くの市民が避難所として使用するため、体育館における熱中症の被害を防ぐには、空調設備やエアコンの整備が必要不可欠である。

しかしながら、整備に当たっては体育館自体の性能面での課題もあり、既存の体育館の冷暖房効果を引き上げる場合、断熱改修などの大規模な改修が必要となるため、地方自治体は設計や施工のために多額の予算を確保しなければならない。

また、全ての学校の整備を完了するまでには数年を要することから、国による補助の実施期間にも配慮が求められており、整備を継続的かつ迅速に行うためには、令和7年度までの時限措置となっている補助率引き上げの延長を含めた一層の支援が必要である。

よって、本市議会は国に対し、学校体育館の空調設備整備への財政支援の拡充を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

文部科学大臣様